

広島県告示第七百二十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

平成十九年六月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 起業者の名称

安芸高田市

二 事業の種類

安芸高田市役所駐車場整備事業

三 起業地（起業地及び収用する物件）

1 収用の部分

広島県安芸高田市吉田町大字吉田字大賀屋地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

安芸高田市役所駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十一号に該当するものに関する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である安芸高田市は、起債及び一般財源により財源措置を講じている。また、条例により、庁舎の一部として施設を管理する予定であることから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

（一）本件事業は、安芸高田市が同市吉田町大字吉田字大賀屋地内に、安芸高田市役所来客用駐車場を整備する事業である。安芸高田市は、平成十六年三月に旧高田郡六町である吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町及び向原町による新設方式による合併を行った。合併に当たり「新市建設計画」を策定し、安芸高田市第二庁舎及び総合文化保健福祉施設（以下「第二庁舎等」という。）の建設を事業計画に位置付けた。合併により市域は拡大し、過疎化及び高齢化が進行する安芸高田市における公共交通条件を考慮すると、市役所第一庁舎、第二庁舎及び総合文化保健福祉施設（以下「市役所等」という。）の利用交通手段については、その多くを自家用車に依存しなければならぬ状況である。施設の有効かつ活発な利用を促進していくためには、施設規模の対応した来客用駐車場の確保を図ることが重要である。しかし、敷地内の駐車場用地は、第二庁舎等を建設することにより減少し、不足する来客用駐車場を整備することが必要となった。本件事業の施行により市役所等利用者の安全性、利便性及び快適

性の確保が図られ、市役所の円滑な利用はもとより、ホール、図書館及び生涯学習センターの活発な利用による芸術文化の増進及び健康づくりの推進や子育て支援などの保健福祉の向上に寄与するとともに、タウンセンターとしての機能の充実により、安芸高田市の魅力を高め、定住の促進によるさらなる発展が期待される。よって、得られる利益は大きいものと考えられる。

他方、本件事業は、安芸高田市教育委員会より、文化財保護に際し工事着手して差し支えない旨の回答を得ており、現地踏査及び既存文献を基に検討を行った結果、希少な動植物が起業地及びその周辺に存しないことなどから、失われる利益は小さいものと考えられる。

以上から、得られる利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。

(二) また、安芸高田市は同市吉田町大字吉田字大賀屋地内において、地勢、利便性及び経済性等の諸条件を考慮し、比較検討を行った結果、最も合理的な本件事業の起業地を決定した。

(三) 以上から、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 3で述べたように、市役所等の駐車場は不足しており、また、安芸高田市としては平成十五年に策定した新市建設計画に基づき、第二庁舎等の竣工は平成十九年十一月を指しており、来客用駐車場の不足は施設の有効かつ活発な利用の促進の妨げとなる。よって本件事業の施行は急務である。

(二) 起業地は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である。

(三) 本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

(四) 以上から、本件事業には収用の手段を講じる公益上の必要性があると認められ、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

以上により、安芸高田市から申請のあった本件事業について、法第二十条の規定によつて、事業の認定をする。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

広島県安芸高田市役所